

教育学部生の体罰意識に関する考察(2)

— 体罰体験等についてのアンケートをもとに —

杉山 緑

A Study on Consciousness of Educational Students towards Corporal Punishment (2)

by

Ryoku SUGIYAMA

(Received November 19, 1993)

キーワード：体罰体験、子どもの人権、体罰に対する許容ないし容認的傾向

1. はじめに — 本考察の意図

前回考察(「教育学部生の体罰意識に関する考察(1)」『山口大学教育学部附属教育実践指導研究センター研究紀要第4号、1993.3』)では、アンケートをもとに教育学部生の体罰体験とその種類、体罰に対する立場とその理由、あるいは体罰の今後についての予想などについて調査結果の分析と考察を試みた。

その結果、体罰体験については、直接体験者が小・中学校で60%から70%近くであり、高校でも30%を越え、間接体験も含めると、小・中は実に90%余り。そして高校でも70%以上になること。その内容については、小・中のトップが「正座」(69.7%、69.0%)であるのに対して、高校では「殴る・蹴る」(56.0%—ちなみに中では62.8%で第2位である。)が1位に挙がるように、年齢が上がるにつれて体罰の内容は過激なものになる傾向をもつこと。また、そうした体験をもつ学生の体罰に対する意識としては「ないほうがよいと思うが、やむをえない場合にはしかたがない」とする「消極的肯定派」(65.6%)が多数を占め、その理由についても「子どもが小さいうちには口で言ってもわからない」とか「体で教える」といったように子どもを未成熟・未発達な存在と捉えて肯定する意見が最も多いことなどが明らかになった。

そして、そうした事実から、教育学部生の消極的とはいえ体罰を容認する傾向と体罰体験との間に相関関係がありそうなことや「体罰問題」に対してマスコミを中心として批判が高まっているにもかかわらず、「体罰問題の今後」についての見解やその理由から、かれらが必ずしも楽観視していないこと、それどころか体罰批判の高まりに「マスコミが騒ぎ過ぎる」といったような否定的傾向さえ見られること、そして総じて体罰問題において「子どもの人権」意識が希薄であることなどが考察された。

本考察は、以上のことをいっそう詳しく究明することを目指しているが、特に、体罰体験と体罰に対する態度の相関をさらにはっきりと関連づけること、および今日の体罰批判の世論の

存在に対するかれらの受け止め方を明らかにすることを狙った。そのため、今回調査では(Ⅱで詳しく紹介するが)一部前回調査と設問を替えるとともに形式も替えたりしている。(アンケート調査内容の詳細については末尾の資料を参照のこと。)

Ⅱ. 調査対象者とアンケートの形式・内容

今回の調査も「教育相談・進路指導」(3年次生必修、3クラス)の受講者とし、有効回答計222名(男子84名、女子138名) - 中学校課程(養護の中学校コースおよび国際コース学生を含む)65名、小学校課程(養護小学校コースおよび幼稚園課程を含む)157名 - を得た。なお、調査は1993年6月7~10日にかけて各クラスで実施した。

アンケートの内容等に関して前回調査と違っているのは、まず第一に、前回は取り上げなかった「男女差」の問題を考察するために回答にさいして男女の別を記入させることとした。

第二に、Ⅰで触れたように、「体罰体験」と「体罰に対する考え」との関連をさらに詳しく検討するため、「体罰体験の有無」「体罰の内容」に加えて「その時どう思ったか」を問うてみた。

第三に、「体罰の是非」に対する理由について、前回調査の結果を参考にして自由記述形式から選択肢形式とした。

第四に、「体罰の今後」に替えて、「マスコミが体罰問題を取り上げることについてどう思うか」という設問を設定した。これもⅠで触れているように、そのことに対して否定的傾向があるように思われる結果が前回調査に現れていたからであり、その疑問をはっきりさせたいと考えたからである。

最後に、体罰意識の形成にとって「学校教育法第11条」における「体罰禁止」の項に関する知識の有無が関係しているかどうかを見定めるために、知っているか否かを設問してみた。

なお、今回は回答をすべて選択肢形式としている。

Ⅲ. 調査結果の分析と考察

1. 「体罰体験」等について

(1)「体罰体験の有無」(問1.1、問2.1、問3.1)

<設問と選択肢>

問:「あなたは小学校(中学校・高校)時代に体罰を受けたことがありますか?」

1. 体罰を受けたことがある
2. 自分は受けたことはないが、友人などが受けているのを見たことがある
3. 体罰の現場を見たことはないが、話には聞いたことがある
4. 体罰は見たことも聞いたこともない

<結果> (上段は回答実数、下段はパーセント、小数点2位以下5捨6入 以下の結果の表においても同じ)

表1. 体罰体験の有無

	小 学 校			中 学 校			高 校		
	男子	女子	全体	男子	女子	全体	男子	女子	全体
1	6.0 71.4	9.3 67.4	15.3 68.9	5.6 66.7	9.2 66.7	14.8 66.7	3.6 42.8	2.6 18.8	6.2 27.9
2	9 10.7	2.8 20.3	3.7 16.7	1.4 16.7	3.5 25.4	4.9 22.1	2.2 26.2	4.0 29.0	6.2 27.9
3	7 8.3	6 4.3	1.3 5.8	7 8.3	5 3.6	1.2 5.4	5 5.9	1.0 7.2	1.5 6.7
4	8 9.5	1.1 8.0	1.9 8.5	7 8.3	6 4.3	1.3 5.8	2.1 25.0	6.2 44.9	8.3 37.4

「体罰体験の有無」は、全体で見た場合、直接体験者は小・中学校に関してはいずれも60%台後半であり、これは前回調査（小・68.8%、中・66.7%）とほぼ同じ結果である。「未経験者」についても同様（前回、小・10.4%、中・5.0%）である。高校に関してはわずかながら前回と違いがでており、直接体験者が前回は32.6%であったのに対し今回は27.9%と5%ほど減少しており、逆に、未経験者は26.2%から37.4%と10%あまり増加している。が、これは取り立てて大きな変化と考えるには今のところ根拠が見つからない。

「男女差」の面で見えた場合、直接体験については、小・中においてほとんど差はないと考えられるが、高校においては男子42.8%に対し女子18.8%と24%もの開きが見られ、その分未経験者が男子25.0%、女子44.9%と逆転している。高校では体罰体験に関しては男女に大きな差があるといえる。ただし、間接体験に関しては高校ではほとんど差はなく、小・中においては選択肢2に関して女子の、選択肢3に関しては男子の比率が高いという結果となっている。

総じて全体的には前回調査と同様の結果が出ているといってよく、小・中においては3人に2人が直接体験者であり、高校でも3割近いこと。間接体験も含めると小・中9割、高校でも6割と体罰体験の割合が極めて高いと言わねばならない。「男女差」でも、高校で一定程度の差があるとはいえ、小・中では差はなく、このことと後に取り上げる「体罰についての考え」等における傾向と関連していると予測される。

(2) 「体罰の内容」 (問1.2、問2.2、問3.2)

<設問と選択肢>

「それはどんな体罰でしたか？」 (複数回答)

1. げんこつ
2. 平手打ち
3. 殴る
4. 蹴る
5. 棒などで叩く
6. 正座
7. 運動場を走らせる
8. 腕立て伏せ
9. 立たせる
10. その他 ()

〈結果〉 表2. 体罰の内容

	小 学 校			中 学 校			高 校		
	男子	女子	全体	男子	女子	全体	男子	女子	全体
1	5.9 77.6	8.3 65.3	14.2 69.9	5.3 68.8	8.0 60.6	13.3 63.6	2.1 33.3	3.5 46.0	5.6 40.3
2	5.5 72.4	6.6 52.0	12.1 59.6	5.0 64.9	6.8 51.5	11.8 56.4	2.7 42.8	2.8 36.8	5.5 39.6
3	1.3 17.1	5 3.9	1.8 8.9	1.8 23.4	8 6.1	2.6 12.4	1.5 23.8	1.1 14.5	2.6 18.7
4	1.1 14.5	3 2.4	1.4 6.9	1.6 20.8	1.6 12.1	3.2 15.3	1.3 20.6	8 10.5	2.1 15.1
5	3.7 48.7	4.8 37.8	8.5 41.9	3.8 49.3	5.1 38.6	8.9 42.6	1.9 30.1	1.3 17.1	3.2 23.0
6	5.6 73.7	8.0 63.0	13.6 67.0	5.0 64.9	7.6 57.6	12.6 60.3	2.7 42.8	3.4 44.7	6.1 43.9
7	2.9 38.1	2.1 16.5	5.0 24.6	2.8 36.4	1.8 13.6	4.6 22.0	1.1 17.5	8 10.5	1.9 13.7
8	1.4 18.4	3 2.4	1.7 8.4	9 11.7	4 3.0	1.3 6.2	5 7.9	2 2.6	7 5.0
9	4.5 59.2	5.4 42.5	9.9 48.8	3.5 45.4	3.6 27.3	7.1 34.0	1.4 22.2	1.1 14.5	2.5 18.0
10	6 7.9	8 6.3	1.4 6.9	6 7.8	9 6.8	1.5 7.2	2 3.2	3 3.9	5 3.6

「体罰の内容」では、全体では小・中とも1位は「げんこつ」（小・69.9%、中・63%）であり、2・3位も同じく「正座」（小・67.0%、中・60.3%）「平手打ち」（小・59.6%、中・56.4%）である。4位と5位は小と中では入れ替わっており、小は「立たせる」（48.8%）「棒などで叩く」（41.9%）となるのに対し、中は「棒などで叩く」（42.6%）「立たせる」

(34.0%)と続く。

高校の場合は、「正座」(43.9%)「げんこつ」(40.3%)「平手打ち」(39.6%)の順である。前回調査で上位に挙がっていた「殴る・蹴る」は、今回別にしたこと、さらに「げんこつ」「平手打ち」を別項目にしたためか、両者を合わせても小・15.8%、中・27.8%に止まっているが、高校では33.8%と3位の「平手打ち」に迫る数字であり、前回調査(56.0%)ほどではないにしろやはり高率と言ってよいようだ。なお、小・中ではかなり高率であった「立たせる」は18.0%とほぼ半減している。高校ともなると体罰も「立たせる」程度では効果が低いということなのだろうか。

いずれにせよ、「げんこつ」「正座」「平手打ち」などはポピュラーな体罰ということになるだろう。そしてそれゆえ、「げんこつ」程度は体罰には当たらない、といった見解をかれらが持っても不思議ではないことになるかもしれない。また、前回、小・中では1位がいずれも「正座」であったのに対し、今回は「げんこつ」となっているのは、学生の意識において「殴る」ことと「げんこつ」が区別されていることを示していると言ってよいだろう。

「男女差」に関して見れば、小の場合は上位の順位は変わらないものの、女子よりも男子の方がそれぞれ10%ほど高く、中でも順位はほとんど変わらず、やはり男子の方が7~13%ほど高くなっている。男の子=腕白とでもいうことであろうか。高校では、男子の上位は「平手打ち」と「正座」が同率(42.8%)でトップ、以下、「げんこつ」(33.3%)「棒などで叩く」(30.1%)と続き、女子では「げんこつ」(46.0%)「正座」(44.7%)「平手打ち」(36.8%)の順となっている。また、小・中に比べて高率といえる「殴る」「蹴る」に関しては、やはり男子の方が女子よりそれぞれ10%ほど高く、女子の方がいわゆる「重い体罰」を受ける比率は低いようである。

なお、その他の体罰では、小学校で1名(男子)、中学校で1名(女子)が回答しているが、「げんこつで頭をグリグリ」および「髪の毛を引っばる」というものであった。

(3)「体罰を受けて(見て・聞いて)どう思ったか」(問1.3、問2.3、問3.3)

この設問は、今回新たに加えたもので、1は体罰を肯定的に受け止める見解、2は肯定的ではないにしろ、体罰に対して許容的な見解とし、3はやや否定的見解、4はまったくの否定の見解と位置づけている。5に対しては、少なくとも主観的には身に覚えのない体罰を受けている場合もあるので、この理由も選択肢に加えることとした。

なお、この設問に関しては、小学校で4名、中学校で3名、高校で7名の無回答者があったが、以下の〈結果〉の表では省略した。

〈設問と選択肢〉

「その時、あなたはどう思いましたか？」

1. 体罰を受けて反省したのでよかった
2. 悪いことをしたのでしかたがないと思った
3. 体罰をしなくても話せばわかると思った
4. どんな理由があろうとも体罰は許せないと思った
5. 体罰を受ける理由がわからなかったので腹がたつた
6. その他()

<結果> 表3. 体罰を受けてどう思ったか

	小 学 校			中 学 校			高 校		
	男子	女子	全体	男子	女子	全体	男子	女子	全体
1	4 5.3	2 1.6	6 2.9	3 3.9	2 1.5	5 2.4	1 1.6	0 0.0	1 0.7
2	44 57.9	76 59.8	120 59.1	41 53.2	66 50.0	107 51.2	25 39.7	26 34.2	51 36.7
3	12 15.8	24 18.9	36 17.7	16 20.8	37 28.0	53 25.3	20 31.7	33 43.4	53 38.1
4	3 3.9	3 2.4	6 2.9	3 3.9	4 3.0	7 3.3	4 6.3	4 5.3	8 5.7
5	5 6.6	6 4.7	11 5.4	3 3.9	7 5.3	10 4.8	4 6.3	0 0.0	4 2.9
6	7 9.2	13 10.2	20 9.8	9 11.7	16 12.1	25 12.0	5 13.1	10 13.1	15 10.8

小・中の回答で最も多いのはともに2の「悪いことをしたのでしかたがない」であり、59.1%、51.2%であった。男女差もほぼないと言ってよい。次に多いのは、3の「話せばわかる」で17.7%、25.3%となっている。中学校での体罰では「悪いことをしたのでしかたがない」から「話せばわかる」派がやや増えているということになる。興味深い結果が出ているのは高校で、「話せばわかる」がトップで38.1%、「悪いことをしたのでしかたがない」が36.7%と肉薄する。特に女子の場合は「話せばわかる」派は43.4%と男子の31.7%を10%以上も上回っている。「小・中学生はまだしも、高校生ともなれば分別がついているから体罰はしなくても」ということか。

「どんな理由があろうとも許せない」は小・中・高校いずれも2.9%、3.3%、2.9%ときわめて低い数値になっている。ただし、6の「その他」が各学校段階とも10%おり、その内容は、「悪いことをしたのは確かだが、体罰は許せない」といったものも多く、中には「(教師を)ブッ殺してやる」というぶっそうなものも2・3あった。したがって、それらも含めると、やや数値は上昇するが、それでも低率であることは間違いない。

なお、この設問に関しては、全体として、上記の高校3の回答以外は男女差はほとんど見られなかった。

この設問に対する回答結果から見るかぎり、自らの体罰体験・経験に対しては総じて許容的

傾向が強いと言わねばなるまい。「話せばわかる」という回答も、否定的というよりは場合によっては「体罰を受けてもしかたがないが、できれば話すことで」といった部分的には許容的要素を含んだものが混じっている可能性はある。いずれにせよ、許容的見解が半数以上を占めるという事実は、次の「体罰に対する考え」の結果と合わせて検討すべき問題である。

2. 「体罰に対する考え」について
 (1) 「体罰に対する考え」(問4.1)

<設問と選択肢>

「あなたは学校で体罰が行われることについてどう思いますか？」

1. おおいにあってよい
2. 時々ならよい
3. ないほうがよいと思うが、やむおえない場合にはしかたがない
4. 絶対にあってはならない
5. わからない

<結果> 表4. 体罰に対する考え

	男子	女子	全体
1	5 5.9	1 0.7	6 2.7
2	11 13.1	12 8.7	23 10.4
3	53 63.1	95 68.8	148 66.7
4	12 14.3	19 13.8	31 14.0
5	3 3.6	8 5.8	11 4.9

全体としては、前回調査とほぼ同じ結果が出た。やはりもっとも多かったのは、3の「やむおえない場合にはしかたがない」で66.7%、以下4の「絶対あってはならない」14.0%、3「時々ならあってもよい」10.4%と続く。1の「おおいにあってよい」は今回も2.7%ともっとも少なかった。ただ、前回は5の「わからない」が11.8%と数値的には第2位であったのに対し、今回は4.9%と3分の1近くまで減少していることが目立つ程度である。

「男女差」で見ても、あまり差はないと言ってよいが、1、2を合わせた積極的肯定派に関しては男子と女子では10%ほどの開きがあり、男子のほうが体罰に対して肯定的傾向がやや強いと言えるかもしれない。

前回同様、3の消極的肯定派が3分の2を占め、残りは積極的肯定派と否定派が2分するという結果である。このように、多くの学生が消極的ではあるが体罰を肯定ないし許容するという傾向は、問1.3、問2.3、問3.3において「悪いことをしたのでしかたがない」の回答が、小で6割、中でも5割を占めていることと対応していると考えられる。

続いて、この問題の答を、問4.2「その理由」や問5の「マスコミが体罰を取り上げること」に対する反応から追求してみる。

(2) 「その理由」(問4.2)

前回調査ではこの設問に対する回答は自由記述としたが、今回は前回結果を参考に選択肢形式とした。その際、選択肢2は前回筆者が「子ども未成熟論」と分類したものに相当し、以下、3は「信頼関係論」、4は「罪—罰関係論」、5は「子ども納得論」、6は「現状容認論」、7は「甘やかし論」、8は「程度論」、9は「教師自衛論」、10は「無効果論」、11は「他の方法論」、12は「人権侵害論」と「暴力否定論」を合わせたもの、というように対応している。主として、1から9までは積極的および消極的肯定派を、10から12までは否定派を念頭に置いて設定してみた。

なお、アンケートではこの設問に対しては複数回答とはしていなかったのだが、多くの学生が複数回答をしているため、ここではそれにしたがって処理することとした。

<設問と選択肢>

「その理由は何ですか？」

1. 体罰もよい方法だと思うから
2. 口で言ってもわからないときには体で教えることも必要だから
3. その子のことを本気で考えているなら許されると思うから
4. 悪いことをした時には当然だから
5. 子どもが悪いことをしたと納得していればよいと思うから
6. 体罰なしに指導は難しいと思うから
7. 甘やかしてはいけないから
8. 程度さえ考えればよいと思うから
9. 子どもになめられてはいけないから
10. 体罰では効果がないと思うから
11. 他にも方法はあると思うから
12. 子どもの人権を侵害することだから
13. その他（ ）

<結果> 表5. その理由

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
男子	8 9.5	20 23.8	34 40.5	9 10.7	12 14.3	9 10.7	10 11.9	21 25.0	1 1.2	8 9.5	16 19.0	5 5.9	2 2.4
女子	4 2.9	27 19.6	39 28.3	2 1.4	16 11.6	6 4.3	2 1.4	35 25.4	0 0.0	8 5.8	25 18.1	6 4.3	13 9.4
全体	12 5.4	47 21.2	73 32.9	11 4.9	28 12.6	15 6.7	12 5.4	56 25.2	1 0.4	16 7.2	41 18.5	11 4.9	15 6.7

全体としては、結果的にもっとも多かったのは3の「信頼関係論」であり32.9%、続いて8

の「程度論」25.2%、2の「子ども未成熟論」21.2%、11の「他の方法論」18.5%、5の「納得論」12.6%となっている。その他はすべて1ヶ台であり、12の「人権侵害論」は4.9%と今回も低率であった。

男女別で見た場合、上位5位まで順位は同じである。しかし、1位の「信頼関係論」に関しては女子28.3%に対して男子40.5%と10%以上の開きがある。6位以下のものでは、1の「よい方法」とするものが男子で9.5%に対し女子2.9%、4の「罪-罰関係論」が男子10.7%、女子1.4%、7の「甘やかし論」で男子11.9%、女子1.4%で、ここでは、総じて男子のほうの回答が高くなっており、3についての男女差も含めて考えてみると、男子のほうが、少々の体罰は必要あるいは認めるといった許容的傾向が見て取れる結果となっている。

さらに積極的肯定派・消極的肯定派・否定派ごとに分けて見ると、積極的肯定派にあっては男子で3、1、2、女子では2、8、3などが比較的高い回答を得ており、消極的肯定派では男女とも3、8、2の順である。否定派においては11に集中するが、男子の場合には10と11が同数であった。

なお、13の「その他」では「げんこつ（正座）程度は体罰と言えないと思う」といった見解がやや多く、未記述もあった。

以上の結果で見るかぎり、積極的にせよ消極的にせよ体罰を肯定する立場は、前回考察でも触れたように、子どもを未成熟・未発達の存在と捉え、それゆえ「体罰も止むなし」とすると考えられる。と同時に、「信頼関係論」や「程度論」「未成熟論」が上位に挙がるということは、かれらの多くがすでに教師（おとな、つまり体罰を加える側）の観点に立って体罰問題を考えているということをも示しているのではあるまいか。というのも、かれらは通常「子どもの側に立った教育・指導」あるいは「子どもの気持ちを考えた教育・指導」などということをししばしば主張する。だが、それにもかかわらず体罰に対しては許容的であるからである。このことは明らかに矛盾するはずである。この矛盾するはずのことがかれらの意識の中で矛盾しないという矛盾をどう考えたらよいのであろうか。ここでかれらの体罰体験が関係してくると思われる。

また、「子どもの人権」を選択肢に挙げたにもかかわらず、回答がやはり低率であったことは由々しき問題である。これも上述のことと関係しているのかもしれない。ただし、消極的肯定派の中にも10～12を選択したものも若干名いる。消極的には体罰を認めつつも、その問題点は自覚しており、その矛盾に対する学生の苦悩を示しているのではと解釈される事実かもしれない。

3. 「マスコミの問題」について（問5）

この設問は、前回調査のうち、「将来、体罰の存在はどうなっていくと思うか」および「その理由」（自由記述）という設問において気になる記述・傾向としてあった「マスコミがうるさい」「騒ぎすぎる」といったことに関して今少し追求してみたいために設定した。選択肢は前回調査の結果を参考にし、さらに筆者が考えうる理由を付け加えている。分類としては、1、2は否定的立場、3、7は現状悲観的立場、4～6は肯定的立場と位置づけてみた。

なお、この設問も複数回答の指示はしていなかったがかなりの学生が複数回答をしているため、問4.2と同様に処理した。

<設問と選択肢>

「マスコミが体罰問題を取り上げることについてどう思いますか？」

1. 今のマスコミは騒ぎすぎだと思う
2. 学校での指導がやりにくくなると思う
3. たいして影響はないと思う
4. 多くの人が体罰問題を考えるよい機会になると思う
5. 取り上げ方が不十分だと思う
6. 体罰がなくなっていくきっかけになると思う
7. 一時的なものだと思う
8. その他()

<結果> 表6. マスコミの報道ぶりについてどう思うか

	1	2	3	4	5	6	7	8
男子	48 57.1	18 21.4	3 3.6	16 19.0	4 4.8	3 3.6	9 10.7	7 8.3
女子	51 36.9	29 21.0	0 0.0	51 36.9	15 10.9	8 5.8	4 2.9	6 4.3
全体	99 44.6	47 21.2	3 1.3	67 30.2	19 8.5	11 4.9	13 5.8	13 5.8

全体としては、1の「騒ぎすぎる」がもっとも多く44.6%、続いて4の「よい機会になる」30.2%、2の「指導がやりにくくなる」21.2%となっている。

男女別に見た場合は、トップは同じ1であるが、男子57.1%に対し女子36.9%と20%以上の開きがある。逆に4については男子が19.0%に対し女子36.9%と17%ほど女子が上回っている。2についてはほとんど差はない。

また、他の項目では5の「取り上げ方が不十分」が女子でやや高く、逆に、7の「一時的」は男子のほうが高いという結果になっている。

さらに、体罰積極的肯定派においては1、2に集中し、男女差もない。消極的肯定派では、男女とも全体的傾向と同じであり、否定派にあっては女子はやはり4に集中するが、男子の場合は、意外にも1つまり「騒ぎすぎる」を12名中7名(1位)が選択している。学校における体罰問題はマスコミなど部外者にはあまり関係ないあるいは干渉してほしくないといったことなのだろうか。それとも体罰問題以外の要因も含めてマスコミ不信などがあるのだろうか。現時点では推測の域をでない。

ともかく、4の「よい機会になる」の30%をはじめ、5「不十分」6「なくなっていくきっかけになる」など合わせて40%を越えるなど、マスコミの活動に期待やさらなる要求をする声がある反面、その取り上げ方・報道ぶりに反発していると解釈される1や2にも回答が集中するという事実は、先に触れたように、学生の意識の中には、かれらが自覚しているかどうかはともかく、体罰に対してすでに教師サイドに立った見方をしていることの現れと見ることはあながち間違いではあるまい。「指導がやりにくくなる」が21%あまりという数値は決して小さな数字と見るわけにはいかない。1の「騒ぎすぎる」は、現在のマスコミの報道姿勢などにおいて問題はあらかゆるに、それに対する反発が含まれている可能性はあるにしろ、それ以上に

「指導がやりにくくなる」という問題と連動していると筆者は解釈しているからである。

とはいえ、体罰消極的肯定派の中にも「よい機会」などを選択したものは多く（特に女子では、「よい機会」が36名、「不十分」12名、「なくなっていくきっかけ」5名いる。）、そのことからすれば、マスコミを通して体罰批判の世論が高まることへの期待は大きいとも言える。ただ、自分が教職に就いた時に、自己の体罰体験等を重ねた場合、果して体罰なしで実践できるかの不安も大きいということではなかろうか。

4. 「学校教育法第11条に関する知識の有無」について

周知のように「学校教育法」第11条では「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」（強調一筆者）と明確に体罰を禁じている。しかし、学生にとってはこのことは「周知の事実」ではないようである。そこでそれを確かめるためと、知っているか否かが体罰意識に関連するかどうかを探るため、今回それをアンケートに加えてみた。

<設問と選択肢>

「あなたは学校教育法第11条で体罰が禁止されていることを知っていましたか？」

1. 知っていた
2. まったく知らなかった

<結果> 表7. 学校教育法第11条「体罰禁止」条項の認否

	男 子					女 子					全体
	積極肯定	消極肯定	否定	その他	男子全体	積極肯定	消極肯定	否定	その他	女子全体	
1	4	24	8	2	38 45.2	0	33	10	4	47 34.0	85 38.3
2	12	29	4	0	45 53.6	13	62	8	5	88 63.8	133 59.9

全体としては、「知っていた」もの38.3%、「知らなかった」もの59.9%と後者が20%あまりも多く、3人に2人は知らなかったという結果になっている。

男女別で見ると、男子は「知っていた」45.2%に対して「知らなかった」は53.6%とその差は10%以下であるが、女子の場合は前者34.0%に対し後者63.8%と開きはほぼ30%という数字になっている。

また、体罰に対する立場の違いで見ると、積極的肯定派では「知っていた」は男子で4分の

1の4名、女子は0。消極的肯定派にあつては男子は24名で「知らなかった」29名とほぼ2分され、女子は前者33名に対し後者62名と「知っていた」のは半分となっている。また、否定派においては、男子の場合、前者が8名に対し後者4名と逆に「知っていた」が倍であるが、女子では10対8と二分される結果となっている。

こうしてみると、男女間で若干の違いはあるが、全体として見れば、積極的肯定派は第11条の規定をほとんどは知らないということであり、消極的肯定派でも知らないものが多いと言ふことができる。逆に、否定派の多くは知っていたという事実を考えるならば、第11条規定の知識の有無は、体罰に対する意識形成に何らかの影響を与えていると言わざるをえない。そうであるならば、一般的に体罰許容ないし容認という傾向を持つ学生の意識の变革に際しては、第11条規定のような客観的事実・知識の教授が重要な意味を持つことにならう。

IV. 全体を通しての考察と現段階での結論

前回調査の結果も含めて今回の調査結果を総括的に見るならば、教育学部生の体罰意識は、総じて許容ないし容認的傾向を持つこと、そしてその傾向は自己の小・中・高校時代の体罰体験・経験とそれに対する許容度が大きく関係していること、さらにまた、体罰禁止等に関する知識の不足がそのことに関わっていること、などが明らかになったと言える。そしてそのことから、マスコミ等による体罰問題の取り上げやそのことによる体罰批判の世論の高まりにも抵抗があることにもある程度関係していると考えられる。

しかし他方、問4.2や問5に関する結果の分析でも若干触れたように、少なくとも消極的肯定派においては、揺れが認められ、マスコミの動きなどに対しても一方で反発を感じつつも他方では期待するという矛盾・相反する気持ちが入り交じっているようだ。

そうだとすれば、「学校教育法」第11条規定などに関する無知という実態とも絡めて考えるならば、教員養成教育において、そうした事実の提供や「子どもの人権」意識の高揚、あるいはかれらの内部に潜む矛盾を指摘するとともに体罰克服を目指す現実的实践的取り組み（体罰追放運動や現場教師の地道ではあるが、誠実で確かな実践等）などを提示していくことなどを通して、かれらの体罰許容あるいは容認という意識の变革が十分可能であると言ふことができる。

もとより、体罰に対するある程度の意識变革がなされたとしても、それで実践の場に立った時にかれらが体罰を行使しないということには即座につながらない。残念ながら意識と行動は必ずしも一致しないだろうからである。また、かれらの体験・経験が示すように、学校現場において体罰が横行している実態も考えるならば、主観とは関わりなく体罰を行使せざるをえない状況に立たされることもありうる。しかし、それでもなお、教員養成教育を通じてかれらの体罰に対する意識变革を求めていく努力はなされなければならない。当然のことながら、そうすることで、かれらの体罰行使に一定の歯止めをかけるとともに、現場の体罰減少も少なからず前進することにつながると期待できるからである。教員養成の段階にあるかれらだからこそ、上述のような揺れがまだ存在するのであり、また「子どもの立場に立って」「子どもの気持ちになって」という強い願いを持ってもいるのである。その意味で、教員養成を担う大学教育の時期にこそ、体罰問題に対する確かな教育・教授が強力に求められるのである。

体罰に関するアンケート

所属 ()	課程	性別 男・女	学年 年
--------	----	--------	------

以下の設問に答えて下さい。選択肢が準備されているものについては番号を○で囲んで下さい。特に指示がない場合は一つだけ選んで下さい。もし当てはまるものがない場合は「その他」に○を付け、内容を簡単に書いて下さい。

1. あなたの体罰経験について答えて下さい。

問 1-1

「あなたは小学校時代に体罰を受けたことがありますか？」

1. 体罰を受けたことがある
2. 自分は受けたことはないが、友人などが受けているのを見たことがある
3. 体罰の現場を見たことはないが、話には聞いたことがある
4. 体罰は見たことも聞いたこともない

問 1-2

「それはどんな体罰でしたか？」（問 1-1 で 1、2、3 に○を付けた人だけ答えて下さい。複数の場合はそのすべてに○を付けて下さい。）

- | | |
|--------------|-------------|
| 1. げんこつ | 6. 正座 |
| 2. 平手打ち（ビンタ） | 7. 運動場を走らせる |
| 3. 殴る | 8. 腕立て伏せ |
| 4. 蹴る | 9. 立たせる |
| 5. 棒などで叩く | 10. その他 () |

問 1-3

「その時、あなたはどう思いましたか？」（問 1-2 に答えた人だけ○を付けて下さい。）

1. 体罰を受けて反省したのでよかったと思った
2. 悪いことをしたのでしかたがないと思った
3. 体罰をしなくとも話せばわかると思った
4. どんな理由があろうとも体罰は許せないと思った
5. 体罰を受ける理由がわからなかったので腹がたった
6. その他 ()

問 2-1

「あなたは中学校時代に体罰を受けたことがありますか？」

1. 体罰を受けたことがある
2. 自分は受けたことはないが、友人などが受けているのを見たことがある
3. 体罰の現場を見たことはないが、話には聞いたことがある
4. 体罰は見たことも聞いたこともない

資料 1 - 2

問 2 - 2

「それはどんな体罰でしたか？」（問 2 - 1 で 1、2、3 に○を付けた人だけ答えて下さい。複数の場合はそのすべてに○を付けて下さい。）

- | | |
|--------------|-------------|
| 1. げんこつ | 6. 正座 |
| 2. 平手打ち（ビンタ） | 7. 運動場を走らせる |
| 3. 殴る | 8. 腕立て伏せ |
| 4. 蹴る | 9. 立たせる |
| 5. 棒などで叩く | 10. その他（ |

問 2 - 3

「その時、あなたはどう思いましたか？」（問 2 - 2 に答えた人だけ○を付けて下さい。）

1. 体罰を受けて反省したのでよかったと思った
2. 悪いことをしたのでしかたがないと思った
3. 体罰をしなくとも話せばわかると思った
4. どんな理由があろうとも体罰は許せないと思った
5. 体罰を受ける理由がわからなかったので腹がたった
6. その他（

問 3 - 1

「あなたは高校時代に体罰を受けたことがありますか？」

1. 体罰を受けたことがある
2. 自分は受けたことはないが、友人などが受けているのを見たことがある
3. 体罰の現場を見たことはないが、話には聞いたことがある
4. 体罰は見たことも聞いたこともない

問 3 - 2

「それはどんな体罰でしたか？」（問 3 - 1 で 1、2、3 に○を付けた人だけ答えて下さい。複数の場合はそのすべてに○を付けて下さい。）

- | | |
|--------------|-------------|
| 1. げんこつ | 6. 正座 |
| 2. 平手打ち（ビンタ） | 7. 運動場を走らせる |
| 3. 殴る | 8. 腕立て伏せ |
| 4. 蹴る | 9. 立たせる |
| 5. 棒などで叩く | 10. その他（ |

問 3 - 3

「その時、あなたはどう思いましたか？」（問 3 - 2 に答えた人だけ○を付けて下さい。）

1. 体罰を受けて反省したのでよかったと思った
2. 悪いことをしたのでしかたがないと思った
3. 体罰をしなくとも話せばわかると思った
4. どんな理由があろうとも体罰は許せないと思った
5. 体罰を受ける理由がわからなかったので腹がたった
6. その他（

II. 体罰問題についてあなたの考えを教えてください。

問4-1

「あなたは学校で体罰が行われることについてどう思いますか？」

1. おおいにあってよい
2. 時々ならよい
3. ないほうがよいと思うが、やむをえない場合にはしかたがない
4. 絶対にあってはならない
5. わからない

問4-2

「その理由は何ですか？」

1. 体罰もよい方法だと思うから
2. 口で言ってもわからないときには体で教えることも必要だから
3. その子のことを本気で考えているなら許されると思うから
4. 悪いことをした時には当然だから
5. 子どもが悪いことをしたと納得していればよいと思うから
6. 体罰なしに指導は難しいと思うから
7. 甘やかしてはいけないから
8. 程度さえ考えればよいと思うから
9. 子どもになめられてはいけないから
10. 体罰では効果がないと思うから
11. 他にも方法があると思うから
12. 子どもの人権を侵害することだから
13. その他 ()

問5

「マスコミが体罰問題を取り上げることについてどう思いますか？」

1. 今のマスコミは騒ぎすぎだと思う
2. 学校での指導がやりにくくなると思う
3. たいして影響はないと思う
4. 多くの人が体罰問題を考えるよい機会になると思う
5. 取り上げ方が不十分だと思う
6. 体罰がなくなっていくきっかけになると思う
7. 一時的なものだと思う
8. その他 ()

問6

「あなたは学校教育法第11条で体罰が禁止されていることを知っていましたか？」

1. 知っていた
2. まったく知らなかった

以上です。ご協力ありがとうございました。